

世界と議会

World
and
Parliament

尾崎行雄記念財団
www.ozakiyukio.jp

2016 夏号
OZAKI
YUKIO

特集：日本の安全保障と政治の課題

尾崎財団設立60周年特別記念講演

「世界の平和をフィクションで語るなかれ」／小川 和久

政経懇話会

「立憲主義と日本政治の未来」／小林 正弥

特別寄稿

国会決議達成に引き継がれた尾崎号堂氏の意味／塩浜 修

INPS JAPAN

包括的核実験禁止条約批准は依然として「核のファンタジー」

連載「尾崎行雄伝」

第五章 自由民権



『世界と議会』

(夏号) 目次

罎堂言行録 (2)

特集：日本の安全保障と政治の課題

尾崎財団設立60周年特別記念講演

「世界の平和をフィクションで語るなかれ」..... 小川 和久 (4)
(軍事アナリスト・静岡県立大学特任教授)

政経懇話会

「立憲主義と日本政治の未来」..... 小林 正弥 (21)
(千葉大学大学院教授)

特別寄稿

国会決議達成に引き継がれた尾崎罎堂氏の意味 塩浜 修 (28)
(世界連邦日本国会委員会 事務局長)

INPS JAPAN

包括的核実験禁止条約批准は依然として「核のファンタジー」..... (32)

連載『尾崎行雄伝』 第五章 自由民権 (36)

財団だより (48)

墓標に代えて——死出の旅路

有為の人物を暗殺するのを愛国的所業と誤解するとこの熱狂者が沢山ある。明治以降だけでも、刺客の手に斃れたものの中には、大村益次郎、廣澤貞臣、大久保利通、森有礼、星亨、伊藤博文、原敬、浜口雄幸、井上準之助、團琢磨、犬養毅等の諸君がある。いずれも国家有用の偉材であって、これを虐殺したために国家にどれだけの大損害を与えたか知れない。幸にして絶命はしなかったが、虐殺されなかったものの中には、岩倉具視、板垣退助、大隈重信、高田早苗等の諸君がある。このほかにも、暴動内乱等のため非命の死を遂げたものは、前原一誠、江藤新平、西郷隆盛、桐野利秋等、数え尽くせぬほど多い。

王政維新以後における帝国一流の人物中には、暁の上で老死したものより非命の変死を遂げたものの方が多いかも知れない。故にいやくも一流の公人たる自信ある

ものは、横死はもとより覚悟の前でなければならぬ。全国人民の多数が欧米大国の真似をして、国家主義や民族主義を高調し、自ら国境閉鎖の方針をとると同時に、他国を刺激して国境閉鎖の方針をとらしめている。何故「全世界の土地及び物資は、日光や空気と同じく、人類全体の使用に供すべきものである」という大義を提唱して、大和民族を救うと同時に、全世界の人類を救うべき方針をとらないのであろうか。

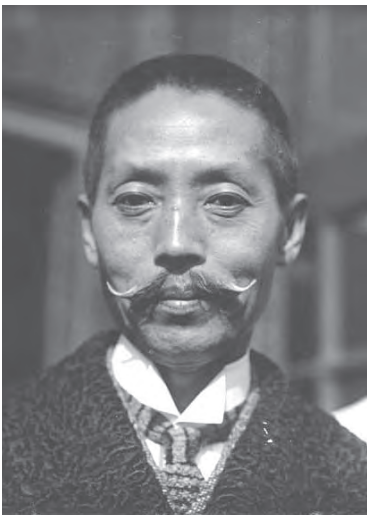
これはここに論ずるには問題があまりにも大きすぎるから他章に譲ることにするが、要するにわれら日本人は、他国人よりも一層深く生活の道を考えなければならぬと同時に、又死の覚悟をもしておく必要がある。

明治二十三年の国会開設から日清戦争の頃、すなわち政争の最も激烈であった頃は、毎朝家を出るにあたり、無事で帰れると予期して出たことはなかった。今日はそ

の頃とは時勢が大いに違うとはいいいながら、七十を越えた老体を提げて海外万里の旅路に上るにあたっては、「死出の旅路」と思っている方が確かなようだ。

私は大隈内閣総辞職の時に、将来再び入閣しないことに決心したから、たとえ希望しても木堂（犬養毅）と同様に官邸で横死することはできない。もし何者の熱狂漢か、私を殺すの必要を感じたら、願わくば私が議会の壇上に立って君国の大計を痛論しつつある時に実行して貰いたいのだが、それはできない相談かも知れない。やむなくんば運を天に任せて南船北馬、何時までも死出の旅路を彷徨うべきか。

一九三三年（昭和八年）『墓標に代えて』より



大正6年頃の尾崎行雄

生きがひも
あらぬ身なれど
長らへん
世に逆ひて
世を救うべく

昭和二十年

尾崎行雄

【尾崎財団設立60周年特別記念講演】（二〇一六年四月二日）

「世界の平和をフィクションで語るなかれ」

小川 和久

（軍事アナリスト・静岡県立大学特任教授）



小川和久（おがわ・かずひさ）
一九四五年十二月、熊本県生まれ。陸上自衛隊生徒教育隊・航空学校修了。同志社大学神学部中退。地方新聞記者、週刊誌記者などを経て、日本初の軍事アナリストとして独立。外交・安全保障・危機管理（防災、テロ対策、重要インフラ防護など）の分野で政府の政策立案に関わり、国家安全保障に関する官邸機能強化会議議員、日本紛争予防センター理事、総務省消防庁消防審議会委員、内閣官房危機管理研究会主査などを歴任。小渕内閣ではドクター・ヘリ実現に中心的役割を果たした。二〇一二年四月から、静岡県立大学特任教授として静岡県の危機管理体制の改善に取り組んでいる。著書『危機管理の死角』『日本人が知らない集団的自衛権』『危機と戦う―テロ・災害・戦争にどう立ち向かうか』ほか多数。

（一）はじめに―根本を理解することが重要

みなさんこんにちは。ご紹介頂きました小川でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

今、集団的自衛権について、この国会周辺、憲政記念館の周りにデモ隊がいたりして、中には若い人もいて大変賑やかな感じもするんですが、彼らが素朴な思いで、ああいった動きに出ていることに対して、我々大人がちゃんと応えているだろうかという思いがあります。

これは政府・与党の仕事でもありますが、私もそういった意味もあり、いろいろな場所で話をしたり、本を書いたりしています。

「自衛官は戦死するのか」とかですね、そういう素朴な疑問がいっぱい出されていて、きょうは、それにしっかり答えていこうと思います。

一昨年の暮れに文藝春秋の新書版で、『日本人が知らない集団的自衛権』という本を出しました。これも『そもそものところの議論が足りないよ』という話なんです。官僚機構から出てくる法律や制度についても、辻褃合わせみたいなどころがあって、それで綱渡りしているところがある。これで国民が本当に納得す

るのかという話なんです。

法律や制度は、その都度完成度を高めていけばいい。必要なものは作り、不要なものは捨てたていいんです。ただ、根本のところは、しっかりと理解していなければいけない。その辺を皆さんと一緒に考えていきたいんです。

（二）今日の世界の安全保障環境

きょうは「世界の平和をフィクションで語るなかれ」というタイトルを付けさせて頂きましたが、日本の議論というのは、はっきり言って右も左もフィクションなんです。リアルに考え行動していくことが非常に欠けている。ですので、まずは、世界の安全保障環境の現実、リアルなところを直視していきたいと思えます。

今、世界の安全保障環境は、二つの流れが同時進行しているという捉え方をしていく必要があります。

一つはですね、いろんな国が努力をして戦争が起きないように、あるいは攻撃されないように、抑止力を高める努力をずっとしている。その結果、国同士の戦争は実は起きにくくなっている。ここに関わってくる

のが集団的自衛権なんです。

だから日本は、アメリカとの同盟関係をフルに活用して抑止力を高めようとしている。世界の国々がやっていることに、ようやく日本もちょっと踏み出すことができたといいのが、集団的自衛権の行使容認なんです。これが一つの流れなんです。これによって国同士の、「国家主体間での戦争」は起きにくくなっている。

ただ、もう一つ、同時進行で動いているものがある。それは「非国家主体との戦い」なんです。非国家主体、つまり国家主体ではない勢力です。例えば、いわゆるIS・イスラム国といわれるテロリスト集団、こういったものに対してどう向き合い、それを封じ込めていくかという問題に直面しているわけです。

この非国家主体との戦い、非国家主体の脅威に対して、国々が協力して向き合っていく。これが「集団安全保障」なんです。「集団的自衛権」と「集団安全保障」は、言葉は似ているけれども、実は違うんですね。

日本は残念ながら、こうした話が苦手です。官僚が正確に理解していないこともあって、政治家やマスコ

ミも、この部分への理解がなかなか進まない。誰がいい悪いじゃなくて、日本人が苦手なんですよ、この分野。だから国を挙げて、もう一度その辺をきちんと整理して、議論を深めていかなければならないんです。

(三) 中国人民解放軍とも協力

非国家主体との戦いに関して、象徴的な事例があります。お配りした写真を見てください。これは、去年の六月二十日から七月一日にかけて、モンゴルにあるアメリカ海兵隊の演習場で行われた多国間共同訓練のコマです。この訓練は、もう十一年目に入っていて、自衛隊も十年間参加しているんです。ただ、実際の戦闘部隊にあたるものを、小規模ですが出したのは去年が初めてです。

この写真の向かって右側は中国人民解放軍です。向かって左側は陸上自衛隊中央即応連隊です。持っている銃は国産ではなく、AK47カラシニコフです。そして二人が救護しているのは、負傷者役の米海兵隊員です。

中国から見ても日本から見ても、アメリカ・ロシア・韓国から見ても、ISのような非国家主体というの

は、共通の脅威なんです。だからそういうものと向き合っていくように、まずは国連平和維持活動（PKO）なども多国間訓練をやる。この写真の場合、二十三日から千人の兵士が出て、共同訓練をやっています。これが現実なんです。尖閣諸島でもめていても、共通の脅威に向き合っている時には友軍なんです。

昨年成立した平和安全法制については、実はアメリカとの関係、集団的自衛権に関わる場所よりも、この集団安全保障に関わる部分の方が多い。つまり、国連平和維持活動など国際平和協力活動に自衛隊が出ていくことに関わる内容が非常に多いんです。そのところもきちんと押さえておく必要があります。

(四) 北朝鮮の軍事行動をどう理解するか

各国が連携して非国家主体との戦いをやらなくてはならない中で、日本の場合、国家主体に関する動きもいろいろあって、それをどう理解するかということも整理しておかなくてはなりません。

例えば、北朝鮮の場合。昨日も新しいタイプの地対空ミサイルを発射しましたよね。これにはいろいろ意

味があるわけです。自国の意思表示のためにも、いろいろな距離のやつを撃ちます。あるいは国内の求心力を高めるためにも撃つ。もちろん撃てばその性能も分かる。

ただ、基本的に彼らの軍事行動は、それを理由に世界から叩き潰されることのないように、ちゃんと「落とし所」を見据えてやっているんですね。つまり、国としてどこに着地すべきかという目標を持ってやっている。

私がこういう話をする時、じゃあ安心していいですねと、みんな言うんです。しかし、安全保障の辞書には、安心していいという言葉なんてないんです。安心して結果、やられたらこっちは悪いんだから。常にしっかりと備えて安全な状態にしておきながら、あまり空騒ぎをする必要もない、というのが基本なんです。

北朝鮮は、核兵器の開発、弾道ミサイルの開発をやるわけですが、この目的はなんでしょう？ アメリカを攻撃するため？ もしそうなら、先にアメリカが叩き潰しますよ。

北朝鮮は実験はやる、しかしどこかに撃ち込むとい

うことはやらない。また、国際的なルールも一応守っています。平和目的で人工衛星を打ち上げると言ったり、落下物のある海域を国際機関に伝えたりと、一応、国際的なルールは守っている。つまり、それを理由に北朝鮮が攻撃を受けることはないと分かっているわけですね。

核兵器の開発もそうです。実験をやっている。いつ、どういうものを手にしているか分からない。かなり小型化している可能性はある。ひょっとしたら弾道ミサイルの一部にはもう核兵器を載せている可能性もある。しかし、実際にどこかを攻撃したわけではない。あくまで実験をしているだけ。それを理由に自国が攻撃されることはない分かっている。

北朝鮮が受け止めなければいけないのは、国連決議に違反しているということで、経済制裁が強まる、あるいは国際的な孤立が深まる、これに耐えることだけなんです。

北朝鮮には、国としての目標があるわけです。戦後のアメリカ、これをモデルにした中国、そしてそういったアメリカや中国の動きを横目で見ながら独自の道

け入れていて、経済政策や農業政策などの勉強をさせて、二〇〇二年からはなんとＩＴの研修を始めています。このＩＴ研修は、アメリカ政府が正式にビザを出している。そして、その授業をサポートしているのは南北朝鮮のアメリカにおける機関で、その研修事業に金を出しているのはアメリカの民間財団です。ですから西洋的で、きわめて合理的な政策が出てくるというのは、当たり前みたいなところがあるんですね。

今、心配なのが、金正恩が病気で倒れたりすると大混乱が起きる。その時にどうするかということや、やっぱり考えておかなければいけない。内部崩壊状態で、大量の難民が出てくる。韓国との間で内戦状態が引き起こされる可能性もある。大量の難民が川を渡って旧満州・中国の東北部にだれ込んで、中国国民の不満のガスに火をつけてしまう可能性もある。そういったことにどう備えるか。北朝鮮に関してはそういう見方もしておく必要があります。

(五) 中国の思惑とは

次は中国の話です。中国がいろいろやると、日本人

を行って成功しているインド、これと同じ方向へ行きたいわけです。

北朝鮮はインドの地位を勝ち取りたいと思っている。私はそう受け止めています。インドは、NPT（核不拡散条約）に入らなかった。アメリカもダブルスタンダードで、このNPTには入らずインドと原子力協定を二か国で結んじゃう。これが現実です。

だから、このインドの地位を勝ち取ることができると、北朝鮮は核と弾道ミサイルを開発する。とにかく使えるものを、アメリカに撃ち込めるものを目指してやる。でも撃ち込むつもりは基本的にない。世界がそろそろ北朝鮮も核保有国として認めて、そういう扱いをしてやったらどうかという話になるまでやるわけです。

実は、金正恩（キムジョンウン）のところにいるブレインたち、これはアメリカ研修組です。北朝鮮から、欧米の大学や研究機関に研修に出しているのが年間一千人。その研修を繰り返す中で、欧米的な考え方ができるようになっていくわけですね。

アメリカでも二十世紀の頃から北朝鮮の研修生を受

は大騒ぎします。これは狙い通りで、中国にとっては嬉しいわけです。

東シナ海について、中国は抑制的です。中国の軍人も、我々が抑制的に動いていることを理解してほしいって言ってるんです。

尖閣諸島を見ても、白い船が領海侵犯するじゃないですか。あれを軍艦なんて言っちゃう経済人がいっぱいいる。白く塗った軍艦なんて世界にはないですよ。目立ってしょうがない。そして去年の十二月まで、一隻の例外もなく丸腰だったんです。固定武装してない。ただ、十二月以降は、海軍の軍艦の使えなくなつたのを、大砲なんかを外して機関砲だけにしたものを持つてきている。これが二、三隻、尖閣諸島の周りにいて、時々領海侵犯している。で、これを見て「あつ、機関砲を積んでる！」って騒いじゃ駄目なんですよ。

彼らは、何のためにそんなことをやるのか。彼らの第一の目的は、日本のマスメディアのニュースになることなんです。なんで分かるでしょ？ 中国の軍や政府が手を焼いている、あるいは恐れているのは、国民の不満が自分たちに向かって爆発することなんです。

す。中国では経済格差が固定化してしまつて、夢も希望もない。高学歴の若者が下手をしたらホームレスになりかねない。でもそのことを国内でストレートに批判したら、捕まってしまう。自由に批判することが許されない国なんです、中国というのは。

だから、そうした国民の不満が爆発しないように、外に目を向けさせる。日本に対して弱腰ではないということを、国内に向けて伝え続けなきゃいけないという事情があるわけです。それはニュースになるのが一番早いわけ。日本のメディアがニュースにすると、それはリアルタイムで中国に伝わるわけです。あるいは香港のフェニックステレビなんていうのは、中国本土に二億人の視聴者がいるテレビだから、それに撮らせたつていい。とにかく弱腰じゃないつてことを示すために、ああいったことをやるわけです。

もう一つ、大きな特徴がある。中国は、絶対に日本・アメリカとぶつからないように動いている。戦争になるから。そりゃさうでしょう、中国の立場だったら。相手は日米ですよ。下手したら世界的な戦争になるかもしれない要素が入っている相手でしょ？

事態の推移次第では、中国に進出している国際資本

で言つたつてことです。

三回に分けて、三点言っています。一つ目、日本との戦争は中国の利益にならない。二つ目、中国の発展は戦争をしていない時期に実現したということを忘れるな。三つ目、尖閣諸島問題を棚上げして戦争を回避せよ。これが習近平の姿勢です。とにかく日米との戦争は回避したい。国際資本が逃げて中国経済が崩壊するような事態は絶対に避けたいと思つているわけです。

そして四月には、中国のチンタオで西太平洋海軍シンポジウムというのがあつて、我が海上幕僚長も出席しています。ここで三項目の合意をした。レーダー照射はダメ。それから大砲を向けて脅すのもダメ。低空飛行で脅すのもダメ。これ、南シナ海でも中国は守つているんです、今もね。

(六) 中国の「催促」外交術

中国というのは、とにかく意図的に緊張を高めて、相手に催促しながら合意に持ち込むという外交をやるんです。

がみんな逃げちゃう。これは絶対に彼らは繰り返したくないんです。天安門事件の二の舞をしたくはない。だから日米と戦火を交えることは絶対に避けたいと思つているんです。

例えば、二〇一三年一月にレーダー照射事件というのがありました。あれも、「火器管制レーダー」というもので、喧嘩をやる時のレーダー照射じゃないんですよ。ただニュースになるからやる。

これはですね、海上自衛隊とアメリカ海軍というのは世界最高レベルの洗練された海軍で、この程度のレーダー照射でいきなり撃ち返してやることはないと思つてやつていられるんです。ある意味、甘えてやつているところがある。

一方で、日本のマスコミは連日大報道で、大騒ぎをする。すると、そのニュースが全部中国本土に伝わつて、「我が中国海軍よくやつた！」という話になるんです。これ、狙い通りなんです。

ではその後、二月になつて何があつたか。習近平国家主席の軍事面の顔とも言える、劉少奇元国家主席の息子^{リニョウケン}の劉源が、二月の一月間に三回、国内の強硬論者に向けて同じことを言つた。つまり、習近平の意向

例えば、二〇一三年十一月、中国は防空識別圏を定めました。外国の飛行機が自分の国に向かつて飛んでくる時、身元を早く確認しないと、もし敵だったら領空に入つてきてからだともう遅い。だから領空に入る前に確認するエリアがあつて、これを防空識別圏と言います。

これは日本も持つているし、韓国も、もちろんアメリカも持つています。それを中国も持つたわけですが、それには当然ルールというものがあつて、隣の国が近い場合は防空識別圏が重ならないようにしなければいけない。ところが中国は日本の領空である尖閣諸島の上空にもかぶせてきた。そして、横切っていく旅客機に対しても身元を明かさないと戦闘機でスクランブルかけるぞつて。さすがにこれは国際的に叩かれたんです。

すると、防空識別圏設定を言つた五日後、十一月二十八日に『環球時報』という新聞が書きました。環球時報というのは中国共産党の機関誌『人民日報』の国際版からスタートした新聞です。かなり強硬な意見を載せることが多いんだけど、これが防空識別圏

の設定と同時に、日本とアメリカに対して危機管理のメカニズムについて話し合いますよ」と社説に書いたわけです。日本もアメリカも、それならいいよっていう話なんです。空の安全を守ろうというわけだから。

しかし二〇一四年の五月と六月、中国軍は自衛隊の航空機に戦闘機を異常接近させてきました。また、昨年九月に米中首脳会談が行われたんですが、その直前にも中国は意図的に緊張を高めてるんですね。アメリカの旅客機の前を戦闘機が二回横切るとか、やってるわけですよ。これはまさにその会談に向けて「催促」をしたんですね。そして、首脳会談までに空の衝突防止について合意してくれと言って、アメリカはオッケーと言った。

彼らの外交は、基本的に催促戦術なんです。何か言いたい時、要求がある時、意図的に緊張を高めて「催促」する。北朝鮮がミサイル打つのと一緒なんですよ。

この米中首脳会談での合意を専門的に分析すると、南シナ海でもアメリカが国際的なルールに則って軍艦や飛行機を動かすのなら、中国はそれを黙認するよという話なんです。もう衝突は起きないと合意している。黙認できる。文句は言うけど。

最近もまたやっていますよね。でもベトナム、譲らないですよ。強硬姿勢を崩さない。中国はあの二隻を沈めた後、何をやったと思います？ 外交の最高責任者である楊潔篪が、ベトナムのハノイに行つて話し合いましたよと言った。

ベトナムは何と言ったか。「ノー、帰れ」。普通なら怒るんじゃないかと思うでしょ？ 中国は違った。それじゃあ首脳会談をやりましょうと。そして首脳会談をミラノでやった。そして今度は国防大臣の会談をやりましょうと。それは北京でやった。それが中国です。強硬姿勢を崩さないベトナムに対してはそういうふうに出てくるんです。

同じ時期、わが国日本はどうしていたか。揉み手しながら中国に行つて、「首脳会談できませんやらか？」「おう、してやってもいいよ」—そういう感じじゃないですか。

だから外交の面では、もつと正面から向き合つて、本音でぶつかり合う機会を増やした方がいいかもしれない。そんなことを感じます。

首脳会談で、南シナ海は中国のものだと一応は言うけど。その後、アメリカが軍艦を通したり爆撃機を飛ばしたりしても、全然反応しない。文句は言うけど、それだけです。

そして、もう一つ。日本で集団的自衛権行使の限定容認と安保法制の整備によって、日米同盟が強化される。また、オーストラリアとの関係も明確になる。そういう中で、中国側の姿勢が、どう変わってきたか。

あるセミナーで、軍のトップが出てきて言った。南シナ海で埋立地を広げ滑走路をつくり、いろんな施設をつくってるけど、これは南シナ海の平和のために使いますと。もちろん軍用に使うのは簡単なんだけれど、彼らは押せば押すほど、そういうふうに変わっていくということなんです。

漢民族のメンタリティーとして押さえておいたほうがいいのは、昔、台湾の外交官に教わったことがある。彼も漢民族だから分かる。漢民族は正面からぶつかることを基本的に避ける。相手が絶対譲らない奴の場合には避ける。

その証拠が日本とベトナムの違いなんです。ベトナムは一昨年五月、二回も船をぶつけられて沈められて

(七) 集団的自衛権を行使する理由

非国家主体との戦いは、各国協力しながら進める方向で動いていると話しました。ではなぜ集団的自衛権行使が必要なのか、「そもそも論」を考えてみましょう。

何でだと思えます？ 一番根本のところに戻ってください。日本が安全にいくためには、選択肢は二つしかないんです。

一つは、アメリカとの同盟関係をとことん活用する道。これは年間五兆円ほどの防衛費プラスアルファで世界最高レベルの安全が実現している。費用対効果からいったらこれほどすぐれた選択肢はない。これが一つ目。ただ、同盟関係がある以上は、集団的自衛権の行使は絶対条件になる。それをやるという話。

もう一つの選択肢は何か。それは「武装中立」です。自力で軍事力を備えて中立を実現していく。これカッコイイみたいだけど、結構しんどいんです。これを選べば集団的自衛権なんて言葉は使わなくても済むんですよ。アメリカとの同盟関係を切れればいい。でも今のレベルの安全を前提としたら、金もかかるしリスクにも直面する。それに対する答えを誰も示していない。お

金について言うと、大体二十兆円以上の防衛費が二十年以上にわたってかかると思わなければいけない。

防衛大学の二人の教授が三年前に試算したデータだと、年間二十三兆円くらいかかると出しています。その負担に耐える覚悟を日本人は持っているのか。持ってないですよ。だって国民が飢えていようと、戦後の復興が遅れようと、自立した軍事力を持つ、あるいは核兵器を持つということをやる国なら、昭和三十年くらいまでにやっています。

中国がそういう歩みをしたんです。それをアメリカが見て、国交正常化したわけですね。キッシンジャーが国交正常化の前夜、北京に密使で行く。そこでいろいろ見てくる。で、帰って大統領に報告する。「大統領、中国とは国交を結んだ方がいいですよ。あの国は国民が飢え死にするかどうかという状態なのに、核兵器の開発をやっています」と。

じゃあ今の日本にそれができるか。国民が今の四倍、五倍の防衛費の負担に、この先十年、二十年と耐えられるか。そんなこと無理です。

もう一つ、武装中立というのは、アメリカとの同盟関係を切るということ。切った瞬間にどうなるか。核

人がいるけど、そんなの幻想もいいところですよ。日本の軍事力は、税金の使い道から見れば、自立できない構造になっているんです。アメリカがそういうふうにしたんだから。アメリカは日本が来てくれるなんて思っていない。その代わり、日本をあてにしている部分をちゃんとアメリカに提供すればいいわけで、実際にそうやってるんです。

日本の軍事力が強いなんて、そんなの戯言ですよ。戦後の再軍備の時、日本と西ドイツは自立できない構造に縛られました。これはアメリカが賢いんです。だって自分の国と互角に戦った日独両方が国力回復して、さらに軍事力まで回復されたらアメリカはたまったもんじゃない。

だったら同盟国としてきちっと使っていくために、軍事は自立できない構造にしておくのが一番いい。国力は回復して経済力はあるけれども、アメリカと肩を組んでいないと立ってられない、そういう構造をアメリカがうまくつくりあげて、今に至っているわけです。それを「安保法制で戦争できる国になった！」なんて、現実離れもいいところですよ。

抑止力が無くなるんです。核の傘が無くなる。それをどうやって担保するのかという話を誰も答えない。敵基地攻撃能力があれば大丈夫だなんて言うけど、武装中立をして、敵基地攻撃能力を日本が持つことを、今の同盟国アメリカが許すと思いますか？

敵基地攻撃能力というのは、戦争の引き金なんです。そんな能力を日本に持たせるわけがない。アメリカが管理しているものを日本に持たせるというのも、考え方としてはあるけど、そんなの日本なんかには持たせなくても、あれだけの数のトマホーク巡航ミサイルを日本の周りに展開しているわけだから。

こういったことを一個一個整理しないと駄目ですよ。日本国内にしか通用しない威勢のいい話をして、ガス抜きになって終わっても仕方がないでしょう。

日本にとって本当の現実的なのは、同盟関係をきちっと活用する道。これは相互防衛なんです。お互いに役に立つという格好を構築しないといけない。あてになる部分を確認しながら行くのが相互防衛なんです。

そこで、日本がアメリカと同じレベルの軍事力を持っているかのような錯覚のもとに、アメリカが攻撃された時に助けに行かないと肩身が狭いなんて話をする

(八) アメリカが求める日本の役割

日本がアメリカに提供しているものは何なのか。税金の使い道から見なければいけません。

米軍基地は日本列島に八十四か所あります。あと自衛隊の駐屯地なんかで日米共同使用施設のBタイプになっているのが五十か所。全部で百三十四か所あるわけです。

これに乗っかって米軍は、アフリカ南端の喜望峯までの範囲で行動する。それを日本の防衛と重ねて自衛隊で護るという役割分担をしているわけです。

そして日本には軍隊が出撃していく機能だけでなく、補給兵站ロジスティクス、それから情報インテリジェンス、これに関する能力もアメリカ本国に近いレベルにある。補給兵站でもアメリカ国防総省が持っている燃料貯蔵施設で、二番目のものと三番目のものが日本にある。広島県内にあるアメリカ陸軍の弾薬庫だって、自衛隊が持っているものを全部入れてもまだ隙間が残るくらい大きいんです。これ全部公表されています。

ところで、二〇一三年の「ツー・プラス・ツー」(日

米安全保障協議委員会)の時、アメリカからヘーゲル国防長官とケリー国務長官が日本に来ました。これは、日米同盟の深化ということでもよかったです。でも帰りに何をやったか。マスコミを引き連れて千鳥ヶ淵にお参りをしたんです。じゃあ靖国神社に行きなさいよ、すぐ近くなんだから。でも行かない。

これは、明らかにメッセージを伝えているわけです。あの年の五月に、安倍さんがアメリカの外交専門のインタビュで「靖国神社はアメリカのアーリントン墓地だ」と言った。アメリカは「ノー、アーリントンは千鳥ヶ淵だ」と。それを見せつけた。

靖国神社は日本人から見たら大事なんです。ただアメリカから見たら、ある意味でナシヨナリズムのシンボルみたいなところがあるわけ。だからそこに繋がっていく安倍政権じゃ困るよっていうのがあるんです。そういうメッセージをちゃんと見なきゃいけない。「靖国に行かないとは、けしからん！」とか怒る前に、向こうはどこを気にしているのか、なぜ気にしているのか。

日本でナシヨナリズムが高まるのが、アメリカにとつてどうつてことなければ放っておきますよ。でも

ては一行半だよ。「日本という国があつて、百三十億ドル出したそうだ」つて。日本の政治家の名前、官僚の名前、誰も出てこない。これ馬鹿にされてるんですよ。そんなこと言ったら、「金を出したつて駄目なんだ。血を流さなきゃ」と言う人がいる。違います。血を流さなきゃではなくて、値切んなきゃ駄目なんだよ。

日本という国が、こういうのに如何に慣れていないか分かるでしょ？ 極端な話、血を流したつて馬鹿にされますよ、主張しなかつたら。外交というのは、喧嘩したつていいんです。戦争しなきゃいいんだから。そこるところを日本人はもうちよつと勉強しなきゃ駄目ですね。集団的自衛権の行使というのは、そういうものまで含めて、きちつとやつていかなきゃいけないんです。

(九) 集団的自衛権の意義と役割

集団的自衛権に反対したり心配したりする人たちに、まず説明しなきゃいけないのは、集団的自衛権というのは、抑止力を高めて自分の安全を図るために同盟国の力を使うということなんです。

ナシヨナリズムが高まると、日米同盟を切る可能性がある。武装中立だったらまだいいけど、例えば中国と同盟関係を結ばれたりなんかしたら大変だと。そこを気にしているわけです。そういうところをちゃんと見ておく必要があります。

そして日本は、アメリカにとつて最も対等に近い同盟国、相互性の高い同盟国であるということ。日本自身が分かつたうえで、国益をきちんと主張していくことが大事です。それができない奴は無視されるというのが世界の現実なんです。世界では、国益を主張する奴が高く評価されているわけです。

湾岸戦争の時のアメリカの国務長官、ジェームズ・ベーカーの回顧録を見ればよく分かる。例えばイギリスについてはこのように書いてある。「今回もまた最も手を焼かされたのは、イギリスであった。しかし今回も最も頼りになったのもイギリスであった。」

イギリスの誰がこう言った、ああ言つたと、ばつちり書いて褒めてあります。シリアのアサドまでベタ褒めです。軍隊を出すつて言つたから。

「ノー」と言つて国益を主張した奴はみんな褒められて、個人の名前まで書いてある。しかし、日本につい

ては集団的自衛権は、とにかく同盟国を助けに行くものだ、というイメージで語られているんですが、それは間違いです。最初にあるのは自分の国の安全です。自国の安全のために、アメリカに来てもらうという話です。ただ、それはお互い様なわけだから、アメリカがあてにする部分については日本側が提供するという、そういう順番なんです。

そして、集団的自衛権というのは基本的に、一国の軍事的な独走に対する歯止めとしての性格を持つているということを知つておかなければなりません。

この点について、例えば西ドイツの再軍備の時、どういう規制をされたか。個別的自衛権、つまり自分の国の安全はすべて自分の国の軍隊で護るといふ権利を単独で使うと、お前のところは独走しては危ないから、そのかわりNATO(北大西洋条約機構)に入つて、集団的自衛権の中でなら使つていいよという話です。これはドイツの独走に対する歯止めです。

そして、集団的自衛権の枠組みが、実はアメリカの独走に対する歯止めにもなつていているというのが、湾岸戦争の時を見れば分かる。アメリカは単独行動に近い

形で軍事力を行使したかったわけですが、集団的自衛権でつながった同盟国の反対によって、アメリカの軍事的突出に歯止めがかかったんです。

それから戦後、アメリカの同盟国で、攻撃された国は無いということも知っておかなくてはなりません。ベトナム戦争、朝鮮戦争は除きます。これは内戦の扱いだから。それから一九八二年のフォークランド紛争も域外ですから、これも除きます。すると、攻撃された国は無い。なぜでしょう？

これはアメリカだけを怖がっているわけではないんですよ。アメリカの同盟国というのは、主要な同盟国ほどそうですが、独自に他国との同盟関係や協力関係を持っている。だからその一か国を攻撃するというのは、アメリカのみならず全世界を敵に回す覚悟が必要だということなんです。だからみんなやらない。それで抑止力が高まるという話なんです。

集団的自衛権を議論する時は、そういう世界の現実を知らなければいけない。でも、日本人はそういう分野が苦手で、議論もおかしな方向に行ってしまう。これは日本人の体質でしょうね。

日本の安全保障を損ねているのは、日本人の「NATO体質」と言っている。NATOと言っても、北大中に日米安保条約も含まれている。

一九七二年に政府が一つの「政策判断」をした。解釈を変更したんじゃない、政策判断をした。どういうことか。日本も集団的自衛権を持っています。しかし憲法九条に照らすと使わないほうがいいだろうという判断をした。だから権利はあれども行使せずと言ったんです。

その時その時の政策判断だから、変わったっていいんです。あれから四十三年経ったじゃないですか。当然、国際関係も変わるし、安全保障環境も変わる。世界の安全に対する役割・責任だって大きくなっていく。だったら世界の安全と自分の国の安全を担保するために、持っている集団的自衛権を行使するという政策判断があってもおかしくありません。どこが憲法問題なんですか？

そういうところから整理しなければ駄目ですよ。憲法学者とか、最高裁の判事だった人とか、内閣法制局長官だったような人は、みんな頭はいい。だから瞬間的に理解するわけです。あ、確かに小川の言ってるような角度から議論してはなかったな、と。それで、黙ってしまう。

西洋条約機構のことではありません。「ノーアクション、トークオンリー」——日本は本当に行動しないんですよ。税金を使うだけ使って、ノーアクション、トークオンリー、そして世界から馬鹿にされる。

その辺から抜け出さないと駄目です。今のままでは信頼されない。集団的自衛権は、日本の国益のためにアメリカとの同盟関係を使うというのが基本だから、相手に対して主張すべきは主張し、行動していく、それが大事なんです。

(十) 学者が気付かない憲法議論

同じように「そもそも論」が欠けているのが憲法の問題です。私は国会の参考人の時にも言ったんですが、集団的自衛権の行使容認というのは憲法問題じゃない。そこを論理的に整理しなきゃいけない。

日本国憲法というのは日本国の最高法規ですよ。これが認めているからアメリカとの同盟関係を結んでいいんですよ？あるいは国連に加盟したんでしょう？認めていないことなら憲法との関係が出てくるけど、認めているからすんなり同盟関係を結び、国連にも入った。

国連憲章は五十一条で、どの国にも集団的自衛権、個別的自衛権があると謳っている。そういうものの

だから私は言ったんですよ。あなた方は憲法九条だけで議論している、おかしいと思いませんか？憲法九条が日本国憲法の性格を決めているんですか？

違いますよ、あれは条文の一つです。日本国憲法の性格を決めているのは前文です。前文が基本原則として三つ謳っているわけです。国民主権の国ですよ、基本的人権の国ですよ、平和主義の国ですよ、と。これが基本原則なんです。

平和主義の意味としては、全文で世界の平和を実現するために行動することを誓いますと言っているじゃないですか。だったら、少なくとも国連の平和維持活動に自衛隊を出せる、部隊を出せるだけの軍事力が無かったら嘘つきになる。

憲法九条では、はっきり言って軍事力は持つては駄目なんです。それをこまかしながら持ってきた。だから憲法九条こそ、憲法違反ですよって話になるわけです。

憲法の前文で謳われている内容は、今現在それを否定する立場とか国はないんです。だったらこの前文、基本原則をきちっと守ってやっていきましょよ。そこに憲法九条が合っていないんであれば、そこをこまかすようなことはしないで、きちんと直したらいいと

いうことです。

（十一）現実を知らない日本人

安保法制によって、PKO（国連平和維持活動）など国際平和協力活動での自衛隊の任務が拡大されて、自衛官のリスクが高まるんじゃないかという議論があります。リスクという問題を考える時は、ある一部分だけを取り出して、「木を見て森を見ず」になってはいけません。

PKOで、「駆け付け警護」というのがあります。他の部隊の駐屯地が襲われたり、あるいは避難民が襲われているのを武器を持って駆け付けて、助ける。これができるようになるという話。確かにその点だけを取り出せば、任務が増え分だけリスクが高まったように見える。

しかし、リスクが高まるかどうかは、従来と比べてどうかという、相対的な判断をしなければなりません。例えば二〇〇四年のイラク復興支援の時、私は直接関わった人間だけでも、自分の部隊を自ら護ることができないレベルの武器しか持っていけなかったんです。法律や制度も十分じゃなかった。役割分担としてオランダ軍やオーストラリア軍に護ってもらう。そ

ういう状態と比べたら、今度は一定の武器を持っているし、法律や制度もある程度整備されている。それによって、以前と比べると、ぐっとリスクは下がっている。

それから、国際平和協力活動に派遣される数百人規模の部隊の安全を図る、そこから殉職者を出さないよう努めることは、国が攻められた時の本格的な戦闘に比べると、決して難しいことじゃない。こういった点をきちんと押さえた上で議論しなきゃいけないんです。

きょうのテーマは「世界の平和をフィクションで語るなかれ」ということで、これまで日本が平和について如何にフィクションで語ってきたか、現実を無視して「机上の空論」を唱えてきたかということをお話しさせて頂きました。これからの日本が、きちんと現実を捉えて、本質的な議論が出来るような国になると、本当に鬼に金棒の国になると思う。

ぜひこの辺の話を広めて頂いて、より本質的な議論ができる世論を作って頂きますようお願いしたいと思います。

ご清聴、有り難うございました。（拍手）

（了）

特集

日本の安全保障と政治の課題

【政経懇話会】（二〇一六年三月十七日）

「立憲主義と日本政治の未来」

小林 正弥

（千葉大学大学院教授）



小林正弥（こばやし・まさや）

一九六三年生まれ。東京大学法学部卒業。二〇一〇年より千葉大学大学院人文社会科学部教授。千葉大学地球環境福祉研究センター長。一九九五〜九七年、ケンブリッジ大学客員研究員。専門は政治哲学、公共哲学、比較政治。慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特別招聘教授兼任。二〇一〇年に放送されたNHK教育テレビ「ハーバード白熱教室」では解説を務め、日本での「対話型講義」のリーダー的存在。大学の枠を超え、講義は、高校生から企業の社員、宗教関係者、一般人にまで幅広く行われている。著書に『人生も仕事も変える「対話力」』『サンデルの政治哲学』などがある。

(一) はじめに―安保法と立憲主義

昨年九月十九日、安保法(安全保障関連法)が成立しまして、その議論の過程において「立憲主義」さらには「憲政」という概念が浮上したわけです。私としては元々こういった概念に多くの方々に注目して欲しいと思っていました。

昨年、この概念に注目が集まることとなった最大のきっかけは、憲法学者三人が国会に呼ばれて意見を述べた時に、与党側が推薦した人まで「この安保法案は違憲だ」というふうに言ったことです。この三人の憲法学者の違憲論というものがメディアに大きく取り上げられることを通じて、立憲主義という概念が非常に意識されるようになったかと思えます。

私のすぐ上の先輩で、東京大学の石川健治先生という憲法学者がいらっしやいますが、石川先生は、この安保法は法的に見ればクーデターであるとして、「憲法クーデター」という概念を提起していらっしやいます。また、憲法学者だけじゃなくて、様々な分野の学者の方々も活発に活動をされて、「立憲デモクラシーの会」というものもできました。

石川先生の言葉を使うと、この安保法をめぐる対立は、まさに「立憲対非立憲」という構図であり、それが今年の参議院選挙でも大きなテーマになってくるだ

たりします。

これに対して、「外見的立憲主義」という言葉がありまして、それは例えば日本の昔の憲法もそうですし、あるいは十八世紀、十九世紀あたりのドイツや他の国々の憲法も専制、君主制の憲法です。そうした憲法を守ることを、先ほどの近代的立憲主義と区別して外見的立憲主義と言っているんですね。

近代の立憲主義は、あくまで、国家あるいは君主が国民を縛るのではなく、国民が人々の権利を守るために国家を縛る、という考え方なんです。こうした観点から見れば、例えば自民党の改憲草案なんかは、国の方からこうしなさい、ああしなさいというのが入っているから近代的憲法とは言えないという批判もあります。現政権を批判する野党の方々は、そういう立憲主義というものを、もう一回再確認しよう、再確立しようというふうに発信をしているわけです。

こういう政治の場に「立憲」という言葉が浮上するのは随分久しぶりの現象です。日本の歴史を考えると、戦前には、立憲政友会、立憲民政党、あるいは尾崎行雄が「憲政の神様」と呼ばれたり、「憲政の常道」といったように、「立憲」とか「憲政」という言葉が非常によく使われていました。それが今日の実際の政治

ろうと予想するわけです。

こうした安保法に対する議論のプロセスを通じて、多くの皆さんも「立憲」とか「立憲主義」という言葉を耳にされるようになったのではないかと思うのです。きょうは改めて、そうした言葉が憲法学でどういう意味で使われているかを確認しながら、私が専門とする政治学や政治哲学でどういうことが考えられるか、日本政治の未来について考えてみたいと思います。

(二) 憲法学の法的「立憲主義」

「立憲主義」という言葉と、例えば「憲法を守る」といった言葉は非常に近いだろうと思えますけれども、では、立憲主義は、ただ単に憲法を守るという意味だけなのでしょうか。

近代的憲法というのは、政治学でいえば社会契約論というものを中心にできていて、個人の権利、人権というものを守るために政府あるいは国家があるんだということを基本にして作られているんです。だから、単に「憲法を守る」ということではなく、「人権を守る」ことを強調しながら、その近代的な憲法を守る、あるいはそれに基づく政治を行うこと。これが多くの憲法学者が言うところの立憲主義で、さらにそのことを明確にするために「近代的立憲主義」という言葉を使っ

た世界で再び大きな注目を浴びているわけですが、これは、あまり幸福なこととは言えません。なぜなら、立憲主義とか憲政というのは、あくまで前提であって、その前提自体について現政権が侵犯しているという疑いを野党側が指摘しているわけですから。

きょうは、もう一度改めて、この「立憲主義に基づく政治」とはどういうものか、どうあるべきかについて、皆さんと一緒に考えたいと思います。

(三) 「憲政」の歴史的概念

まずは、歴史的に憲政という概念がどういう意味だったのかを簡単に振り返ってみたいと思います。辞書で調べますと、「憲法に基づく政治」とか「近代的議会制度による政治」というふうに書いてあります。また、「立憲政治」という説明をしている辞書もあるんです。

先ほど言いましたように、憲政会とか憲政党、憲政の常道、憲政擁護、これらは戦前の政治史を学ばれた方にとっては非常に馴染み深い概念です。しかし戦前は大日本帝国憲法、すなわち近代的ではない憲法です。その憲法を前提にして議会政治とか政党内閣を実現しようという気持ちを持った人達が憲政という言葉を使

つていました。ですから憲政という概念は戦前は近代
の立憲主義ではないのです。

では当時、「憲政」というものがどう捉えられていた
のか。当時を代表する思想家であり政治学者である、
吉野作造という人の考えを見てみましょう。吉野は、「憲
政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」と
いう有名な論文を中央公論に発表しています。それに
よると、憲政、すなわち立憲政治というのは、憲法を
以てする政治、憲法に準拠して行うところの政治とい
うふうに説明しているわけです。

大日本帝国憲法は、今のような国民主権の憲法では
なくて、あくまで天皇に主権があるとされてきました。
ですから国民主権に基づく民主主義ではありえないわ
けですね。しかし、吉野はそういった憲法を前提とし
ながら、議会政治の中に民主的な政治を実現していこ
うと考えました。そしてそういう政治のことを「民本
主義」と言ったのです。民主主義と言ってしまうと天
皇主義と衝突してしまうので、主権は天皇にあるけれ
ども、その政治の運用はなるべく民主的に行うとい
う意味で「民が本だ」という民本主義というふうに言っ
たわけです。

さて、もう一人、やはり憲政という概念について、
尾崎行雄の思想に注目してみたいと思います。

るけれども、憲法が作られてから様々な修正を経てい
る。その憲法の修正というのが決して非民主的だとは思われ
ていないのです。むしろ、憲法を修正する時というのは、普
段は自分の生活や仕事といった私的な関心しか持っていない
人が、公共的な問題に関心を持って、みんなで議論をして行
動する。その結果、人々の主権の行使として憲法改正が行わ
れる。だからある意味で、民主主義のもっとも輝ける瞬間と
いうイメージです。

憲法政治という概念は、憲法が変わる時、あるいは
変える時の政治のあり方を表す概念としてアメリカで
は使われることが多いのです。日本の憲政は「憲法に
基づく政治」。アメリカの憲法政治は、憲法を変えると
いったイメージの政治です。

日本の戦後政治の世界では、どちらかと言うと「革
新派の人達」護憲、「右派・保守派の人達」改憲」と
いうイメージが強くなっています。また、憲法を変え
る、改正するというのは左派・革新派の人達から見
ると「非民主的だ」というイメージが強いのですが、ア
メリカでは決してそういうことはないのです。例えば
奴隷制がもとめられたいたものをリンカーン達
が南北戦争で勝って奴隷を解放し、人権を認められる
ようにした。これも憲法改正です。憲法改正というの

彼は『憲政の本義』という本を大正三年頃に出して
いて、そこでやはり「専制政体」は人民に権利は無いと。
そこから「立憲政体」に移っていくというのが世界の
方向であって、立憲政体というのは生命、財産、その
他の権利を持つということであると。これは、先ほど
言いました近代的立憲主義の考え方と非常に共通性が
あります。

そういったことを正確に捉えながら、立憲政体とい
う政治体制、ここに重点を置く考え方を尾崎は出して
いったわけです。専制政体は、いわゆる封建政治で「力
による政治」で、人々は奴隷のように扱われる。それ
が立憲政治となれば人々による「道理に基づく政治」
が行われる。自主的な政治。人民による政治。民に基
づく政治。尾崎はこういう考え方のもとで憲政とい
うものを推進したわけです。

(四) アメリカの「憲法政治」

次に、アメリカの「憲法政治」という、立憲と少し
似た概念を紹介してみたいと思います。実はこの憲法
政治という概念は、日本の憲政とは随分違う意味で使
われています。

アメリカは、戦後の日本とは違って、憲法の修正が
何度もされている国です。歴史的には新しい国ではあ

は民主主義と矛盾するものではなく、むしろ極めて民
主的だというイメージもアメリカの中にはあるのです。

そして今、日本もいよいよ憲法を変えるかもしれな
いという、「憲法政治」の段階に入ってきました。だか
らこそ、立憲主義や憲政という概念をしっかりと考え
ることが、以前にも増して重要になってきたと思うわ
けです。

(五) 古典的政治哲学と立憲主義

憲法や法律に基づく政治というのは、先ほど触れた
ように、一般的には憲法学者の近代的憲法の話になる
わけですが、実は古典時代、ギリシャ時代からすでに
言われていた一番重要なポイントなのです。

ギリシャの哲学者の中で、ソクラテスから始まって
プラトン、アリストテレスというふうに行くわけだ
けれど、プラトンは、最高の政治というのは哲人王で
あると言っています。哲学者が政治をするか、政治の
統治者が哲学を行うのが最高の政治だと。

これは現代の政治家にはありえない荒唐無稽なモデ
ルだと言われて批判をされていますけれども、プラト
ンはそれだけを言ったのではなく、それは究極の理
想だけどなかなか実現は難しい。だから最善の政体は

哲人王だけ、そうじゃない、次善の政体はこういうものだという議論を非常に細かくやっているんです。

その次善の政体を考える時、まず、支配者の数が一人か、少数か、多数かということ。そして、それぞれが良いものか悪いものか（法を遵守するか、無視するか）で分類して、全部で六つの政体のモデルを出しているんです。

今の政治のイメージですと、民主主義というのは圧倒的に良いもので、そして専制は悪いものというイメージが定着しているわけですが、古典的な世界では、民主政の中でも良いものと悪いものとを区別していません。同じように専制の中でも良いものと悪いものとを区別しています。プラトンという人が一番良いと思っただのは、王政で、法の重視をしているというものです。

一番悪いのは、独裁で、法を無視するもの。つまり、統治者の数だけで決めるのではなくて、法を遵守するかしないかということに分かれているわけです。

法を遵守するかどうかで区別する。まさにそこがポイントで、先ほど、立憲主義とか憲法に基づく政治が大事だという話を紹介しましたが、これは実はギリシヤ時代から言われている大事な理念だということがわかるわけです。

プラトンの後、アリストテレスの場合は、健全か墮

対立軸は、「憲法改正 対 立憲主義・憲政の擁護」というふうになっていて、これは、先ほども言ったように極めて不幸なことだと思っています。

今の政治状況は、憲法学から見れば近代的立憲主義の危機であり、また、議会政治という点から見ればやっぱり立憲政治という意味での憲政の危機でもあるということですね。

尾崎行雄の人生というのは、いわば専制政治との闘いであるし、憲法を形骸化する政治との闘いでした。今まさにその点が政治の最大のテーマになってきてしまったというふうに私は思っています。

立憲主義という言葉の意味を、ただ単に憲法を守るということではなくて、ギリシヤ時代からの流れ、日本の戦前の流れ、そういったものを全部含めて立憲主義というものを捉え直して、その観点から日本政治の未来を考えるべきではないでしょうか。

私は、立憲主義的政治という言葉の中に、法的な近代的立憲主義という意味と、それから立憲政治ないし憲政という、この二つの意味を入れていきたいと思えます。こういった法的ないし政治的な立憲主義というのは、別に改憲をする場合でも重要なわけです。先ほど言ったようにアメリカの政治だって民主的に改憲を

落しているかという基準で良いか悪いかを区別しました。良い方、健全な方というのは、支配者と被支配者が共通の目的として公共の利益、公共の善を追求している状態です。逆に支配者が自分の利益を追求して貧しい人達を虐げる、これが悪い方、墮落している方です。私は、公共哲学という思想を推進していて、「共通の善」とか「公共の善」というものを考えることが大事だと主張しているんですが、この発想はアリストテレスから始まっているわけです。

ですから、同じ民主政といってもやっぱり良いか悪いか非常に重要な問題で、その良いか悪いかという基準は法律を守るか守らないか、また、公共の善を追求するか無視するかということですね。

(六) 新しい立憲主義的政治と日本政治の未来

私は、尾崎行雄は近代日本の最も優れた議会政治家の一人であって、英雄的な政治家であるというふうに考えています。そういった尾崎のような視点から今の日本政治を見るとどのように見えるだろうか。これは非常に大きな問いです。

本来は、立憲主義とか憲政は当然の前提になっていて、その上で与野党の対立があるというのが私は健全な議会政治だと思っています。しかし、今の与野党の

しているわけだから、同じ事が日本でできないということは論理的にはありません。ですから、改憲をする場合でも、この立憲主義は守るべきだし、逆に改憲した憲法の下でこの立憲主義というものが再び確立される、あるいは発展していくべきものであるわけです。

その意味で、立憲主義というのは保守・革新、あるいは改憲・護憲のどちらの側であっても、全ての議会政治家というものが再確認をして、多くの人々がそういった立憲主義の議論・鍛錬をしていきながら、これからの日本政治と憲法の問題を考えていくべきだと思います。

立憲主義や憲法の議論が今後どう展開するかというのは、当然、今回の参議院選挙の結果にもよるでしょう。ただ、改めて日本の歴史を振り返った時、一九二〇年代に政党政治が崩壊し、その二十年後に立憲主義・民主主義に基づいた日本国憲法が成立したと言っても、その間には、あのような大きな戦争が起き、多くの人が死んでしまったわけです。そうした歴史を繰り返すことがあってはならない。戦争という大きな犠牲を払うことなく、憲政や立憲主義というものを確立していくことが最も重要だと思っています。

ご清聴、有り難うございました。（拍手）

国会決議達成に引き継がれた 尾崎弴堂氏の意味

塩浜 修

(世界連邦日本国委員会事務局局長)

尾崎弴堂氏を尊敬する人々の中では、弴堂氏が終戦直後の国会に「世界連邦建設ニ関スル決議案」を提出したことが広く知られている。しかし、同決議案が占領下の国会で審議未了廃案となった後も、氏の意思が多くの運動家によって引き継がれ、衆参両院で決議が達成されたことは知られていないようだ。弴堂氏の意味を引き継いだ人々の歩みを記したい。

第二次世界大戦の被害、特に原爆がもたらした惨状は多くの人類に衝撃を与え、「人類は国家を超えて手を携えるべきだ」という動きが世界中で沸き起こ

他に、宗教家が宗派を超えて世界連邦を目指す組織、教育・文化の面から世界連邦実現を推進する組織などがある。また、世界二十以上の国と地域により World Federalist Movement (略称 WFM) が結成され、国連の経済社会理事会と協議資格を持つ団体として活動している。

核拡散、紛争・テロ、地球環境の破壊、大規模自然災害、感染症対策など、一つの国家での対応が難しい問題がある。世界連邦運動は、それらの問題に対応するために国家を超えたシステムを創設していることとするものである。

国家を超えたシステム創設についての成果の一例として、戦争犯罪・人道に対する罪などを裁く ICC (国際刑事裁判所) があげられる。この機関は世界の二千を超える NGO がネットワークをつくり、各国政府に働きかけて創設されたものである。この NGO ネットワークの代表が、実は前述の世界における世界連邦運動 WFM の専務理事 ウィリアム・ペイス氏である。また、ICC ローマ規程に日本が加入するにあたっては、日本の世界連邦運動家が中心

った。世界連邦運動の始まりである。

例えば、物理学者アインシュタイン博士は、最初のノーベル賞受賞者・湯川秀樹博士と出会った際、湯川氏の手をとって「私の理論のせいで日本に原爆が落とされてしまつて申し訳ない」と言つて涙を流し、ともに世界連邦創設のために活動することを誓つたという。

他にもバートランド・ラッセル氏、シユバイツァー氏、パール判事などそうそうたる顔ぶれが世界連邦運動に加わつた。

一九四八年、世界連邦建設同盟(現在の世界連邦運動協会)が尾崎弴堂氏を初代会長として結成された。翌四九年には、国会における組織として世界連邦日本国委員会が結成された。現在も保守・革新を問わず超党派派国會議員約百名によって活動を続けている。

国会における決議の前に、京都市綾部市を皮切りに、一都二府二十五区二百六市区町村が世界連邦自治体宣言を行い、それらの自治体により世界連邦宣言自治体全国協議会が結成された。

的役割を担つた。

世界連邦と聞いて「夢物語ではないか」と思う人もいるかも知れないが、ICC のように国家を超えたシステムを一つ一つ創設していくことで実現できると確信している。

決議の話に戻る。一都二府二十五区二百六市区町村による世界連邦自治体宣言に続き、「ぜひ国会でも決議を」というのが運動家の願望だつた。

国会委員会では努力を続けたが、決議に正面から反対する議員もいない反面、「今国会で何が何でも」という雰囲気にもならず、会期切れに泣くというこゝとが続いた。そこで「国連創設六十年に日本が世界に誓う」という発想を当時国会委員会副会長の中野寛成氏が打ち出し、衆議院において二〇〇五年八月二日、決議に成功した。その後、いわゆる「郵政解散」が行われ、参議院では決議されないままだつた。そこで本年「日本の国連加盟六十周年に日本が世界に誓う」という形で五月二十五日、参議院において決議に成功した。

尾崎弴堂氏が決議案を提出して七十年半、日本は

号堂と号した《憲政の神様》《元東京市長》
に見る政治家像の原点！

keio UP 選書

号堂 尾崎行雄

相馬雪香・富田信男・青木一能編著



定価 2,520円(税込)
四六版 336頁
ISBN4-7664-0794-6

目次		
第一章 尾崎行雄 その政治理念と行動	富田信男	
第二章 尾崎行雄の平和思想と世界連邦論	青木一能	
第三章 東京市長・尾崎行雄	黒宮時代	
第四章 欧米の文献に見る号堂	原不二子	
第五章 思い出の数々	相馬雪香	
第六章 思い出すまに		
服部フミ・伊佐秀雄・三宅太郎・小川紫郎・樋口孝治		

号堂（かくどう）と号し、明治10年代の青年時代から昭和29年の晩年まで、議会制民主主義の確立に努力した尾崎行雄。「憲政の神様」と称され、東京市長を10年務め、ワシントンDCに桜の木を贈った尾崎行雄。人権尊重、国際平和の実現のために、藩閥政治、官僚政治、軍閥政治と果敢に戦った尾崎行雄。

欧米、とりわけアメリカで高く評価される尾崎行雄の思想と理念を明らかにし、近親者によるさまざまなエピソードから家庭人としての魅力的な人物像をも描き出す。

発行・発売元：慶應義塾大学出版会

〒108-8346 東京都港区三田 2-19-30 TEL:03-3451-3584 FAX:03-3451-3122

お問い合わせ・お申し込みは下記まで

（一財）尾崎行雄記念財団 TEL:03-3581-1778 FAX:03-3581-1856

衆参両院において世界連邦国会決議を達成したことになる。今後はこの決議に込められた誓約を政府が実践するように注視し、働きかけていく必要がある。

決議文は次の通り。太字は筆者。

我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議

二〇一六年五月二十五日 参議院

本年は日本が国連に加盟して六十周年にあたる。

国際平和の達成は日本と世界の悲願であるにもかかわらず、パリ同時多発テロをはじめ、世界各地で紛争・テロが続いている。さらには、大量破壊兵器やミサイル技術の開発・拡散、難民・貧困問題、地球温暖化に伴う災害の増加、感染症をはじめとする疾病の拡大など、国家の枠組みを超え、世界全体で対処すべき課題が山積している。

このような国際社会の現実の中で、本院は、国際

連合が創設以来多年にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した叡智と努力に深く敬意を表す。我々は、今後もわが国が率先垂範して人類の平和と助け合いのために努力することを誓う。

政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、国際機構の改革強化を目指しつつ、国際法の発展、核兵器廃絶など軍縮外交の推進、また人間の安全保障の実現を含む**世界連邦実現への道の探求**に努め、平和な未来を確実にするための最大限の努力をすべきである。

右決議する。

（了）



包括的核実験禁止条約批准は依然として「核のファンタジー」

国連内外で、イスラエルがおそらく今後五年以内に包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准することを検討しているらしいとの推測が広まっている。これは政治的現実なのか、それとも「核のファンタジー」なのか？

こうした推測は、包括的核実験禁止条約機構（CTBT O）のラッシーナ・ゼルボ事務局長によるイスラエルへの三日間の訪問の後に出てきた。ゼルボ事務局長は訪問中の六月二十日、イスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相と会談している。

ゼルボ事務局長は『エルサレム・ポスト』紙の取近だと言ったとしても、第三の国（＝エジプト）の批准はまだ程遠いということになります。「（実際のところ）両国はCTBT批准からは未だに『ずっと遠い』位置にありますし、イスラエルが『まず先んじて』批准すべきと考えているエジプトの批准は、さらに遠い位置にあります。」と語った。

トビッシュ氏はまた、「（これらの国々が）手を取り合って一緒に跳ぼう（＝CTBTを批准しよう）という考え方は魅力的ですが、まずはこれらの国々が手を取り合わなければなりません。よりハードルが低いとしても、『非核実験』地帯が非核兵器地帯よりも現実的であるという見通しを意味するわけではありません。」と指摘した。そしてさらに、「私の見方では、この問題で前進が見られるとすれば、（結局は中東にも影響を及ぼすことになる）国際レベルにおける議論、とりわけジュネーブで審議されている一連の『核軍縮に関する国連公開作業部会』（OEWG）の行方にかかっていると思います。」と語った。

国連のファルハン・ハク副報道官は、こうした推測について、「これはCTBT Oが対処している問題です。」と指摘したうえで、「（こうした推測は）CT

材に対して、イスラエルによる条約批准の可能性に關して楽観的な見方を示して、「批准するかどうかはなく、それがいつなのか焦点です。」と語った。

ゼルボ事務局長は、「仮にイスラエルが条約を批准することになれば、イランとエジプトもこれに続き、長らく提案されてきた中東非核兵器地帯の創設に向けて事態が前進する可能性があります。」と予測した。

『都市は標的ではない！』プロジェクトの責任者で、平和首長会議のキャンペーンディレクターであるアーロン・トビッシュ氏はIDNの取材に対して、「中東では、（イスラエルとイランの）両国が批准間

BT Oのゼルボ事務局長による発言を指していることは承知しています。私がそれに付け加えることはありません。」と語った。

ハク副報道官はまた、「もちろん、もしCTBTの批准国が増えるならば、それはきわめて歓迎すべきことです。」
「潘基文国連事務総長は、条約未批准国に対して早期の（CTBTへの）批准を促し、条約を早期発効させるよう取り組んでいます。」と強調した。

ゼルボ事務局長は、『エルサレム・ポスト』のインタビューの中で、イランの核計画を抑えることとなる昨夏の核合意の履行と、イスラエルと国際社会の科学者による、イランは核兵器を製造できないとの確証により、「イスラエルにとっての最大の脅威が去った」ことを意味するはずだと語ったとされる。

ゼルボ事務局長は、次のステップは、イランとイスラエルの双方が一九九六年に既に署名しているCTBTの批准であると語った。彼はこれを、核不拡散・軍縮という目標に向けた「容易に達成できる問題」だと語った。

「イスラエルとイランが批准すれば、条約が持つ意味合いが大きく変わることになります。両国は批准

によって失うものなど何もないのです。」「両国はリーダーシップを発揮し、『我々とともにCTBTを批准することを決めた』と世界に対して度量の大きさをみせてほしい。」とゼルボ事務局長は語った。

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）軍縮・軍備管理・不拡散プログラムの責任者タリク・ラウフ氏はIDNの取材に対して、「私の見方では、イスラエルが近い将来にCTBTを批准するというのは、あまりにも楽観的過ぎます。」と指摘したうえで、「報じられているネタニヤフ首相の発言では、CTBTへの支持を示してはいますが、早期批准を示唆するものは何もありません。」と語った。

同様に、マジユレス（イラン国会）によるCTBT批准（イスラエルと同様イランも条約の署名だけは終えている）はありそうもない。というのも、イランはP5+1（国連安保理常任理事国五カ国プラス・ドイッ）との交渉で共同包括的行動計画（JCPOA、イラン核合意の別名）の妥結と発効にまで持っていくことには成功したが、その恩恵として想定されてきた経済・貿易面における利益がまだ現実のものとなっていないからだ。例えば、エアバスとボーイングによる航

期に発効させるべき、重要な核軍備管理上の条約です。」とラウフ氏は語った。同氏は二〇〇二年から一二年まで核査察、不拡散、軍縮に関わる任務に就いた国際原子力機関の元高官でもある。

ゼルボ事務局長はインタビューで、「中国は米国よりも先に批准はしないだろうし、インドは中国よりも先に批准しないでしょう。また、パキスタンはインドよりも先に批准しないでしょう。従って、米国の行動がカギを握ります。」と語った。

二十一世紀に入って唯一核実験を行った北朝鮮は、八カ国の中でCTBT批准から最も遠い国であろう、とゼルボ事務局長は語った。

国連総会で一九九六年に採択されたCTBTは、主に八つの主要国が条約の署名を拒否するか、批准を済ませていないために、未だに発効していない。未署名三カ国（インド・北朝鮮・パキスタン）と未批准五カ国（米国・中国・エジプト・イラン・イスラエル）は、条約採択から二十年の間、条約に従うことを拒絶してきている。

現在、多くの核武装国が自発的な核実験の中断（モラトリアム）を実行している。「しかし、モラトリアムは、空機売却の合意は、西側諸国の銀行が米国からの制裁を恐れてイランとの商業取引に入ることを拒んでいるため、店ざらしになっている。

空機売却の合意は、西側諸国の銀行が米国からの制裁を恐れてイランとの商業取引に入ることを拒んでいるため、店ざらしになっている。

ラウフ氏はまた、「イスラエルは、エジプトとイランが批准しないかぎり、CTBTに批准しそうもありません。そしてエジプトは、イスラエルがまず核不拡散条約（NPT）に加盟し核兵器を放棄しないかぎり批准しないでしょう。しかし、イスラエルが核兵器を放棄することはあり得ません。」と語った。

ラウフ氏はさらに、「ゼルボ事務局長がイランとイスラエルに関して楽観的な見方を示すのは正しいことです。なぜならこれがゼルボ事務局長の任務であり、仕事だからです。彼は、条約発効のためにその批准が必要とされている五カ国（中国・エジプト・イラン・イスラエル・米国）と、その批准が必要とされているが署名すらまだ済ませていない三カ国（北朝鮮・インド・パキスタン）に批准を促すために、最善を尽くしているのです。」と語った。

「現状では、極めて残念ですが、この八カ国のいずれかが批准あるいは署名することは、近い将来起こりそうにありません。CTBTは、可能なかぎり早

ムは、CTBTの発効に代わるものではありません。北朝鮮が実施した核実験はその証左に他なりません。」と、潘事務総長は、二〇一五年九月十日に「国際反核実験デー」を記念して開かれた国連総会の非公式会合で述べている。

ワシントンに拠点を置く軍備管理協会によると、核兵器は戦時に二度だけ使用され甚大な被害をもたらしたが、しばしば見過ごされているのは、一九四五年以来、少なくとも八カ国による二千回以上の核爆発実験を通じて、様々な場所で実際に「使用」されてきた事実だという。

これらの核爆発実験は、新型の核弾頭を開発し、世界の核武装国による核兵器能力を誇示するために使用されてきた。核実験、とりわけ大気圏内実験は、世界中の数多くの人々の命と健康に悪影響を及ぼしてきた。

「これに対抗して、普通の市民や科学者、議員、政府の指導者らが、グローバルで検証可能な包括的核実験禁止を実現するために、数十年にわたって努力を傾けてきた。」と軍備管理協会は指摘している。

【国連IDNⅡロドニー・レイノルズ】

『尾崎行雄伝』

(沢田謙著、一九六一年)

第五章 自由民権

明治十四年の政変は、征韓論の破裂以来の大変動であった。それは、薩長藩閥がよってたかって、大隈参議を内閣から追い出した陰謀にすぎなかったが、大きいのはその結果だった。

さすがに藩閥も、大隈を免職させるだけでは気がさしたのだろう。また世論も沸騰して、ただでは済まぬ不穏な形勢だった。

ついに開拓使の払い下げを中止すると同時に、「明治二十三年をもって国会を開設する」という、画期的な詔勅の公布となったのである。大隈の主張より七年お

くれたが、これで日本の民主主義にも、やっとはつきりした目標ができた。

世には明治憲法を、上からさげ渡された。欽定憲法だといひ、日本の民主主義は、人民が戦いottaものでないように思っているものもあるが、あの頑固な薩長藩閥をして、国会を開設せざるを得なくしたのは、野にあつては、板垣を中心とする猛烈な自由民権運動と、朝にあつては、その政治的生命をかけての大隈の強烈な主張があつたからである。

大隈が内閣を去るとともに、大隈派と見られていた農商務卿の河野敏謙、逓通総監の前島密、判事の北畠治房、統計院幹事の矢野文雄をはじめ、中上川彦次郎、

小野梓、牟田口元学、中野武宮、島田三郎、牛場卓蔵、

犬養毅、田中耕造、森下岩楠など、ぞくぞくと辞職した。

尾崎もむろん一緒に統計院を辞めた。任官してからわずか二カ月余だった。

世の中というものは面白いものだ。薩長藩閥に追われて野に下り、大隈は失意のどん底に沈むかと思ひのほか、彼の人気絶頂に達したのは、かえってこの時であった。

征韓論の破裂によって野に下った西郷は、ついに兵を挙げて敗死した。板垣は自由民権を叫んで立ち、藩

閥政治をおびやかした。

「では大隈はどうするだろうか」——それが世のひとしく注目するところだった。

「我輩の進退をよく見ていてくれ、朝にあつても野にあつても、決して主義を変えたりはしない。どんな偉人でも、急に野に下ると、出処進退をあやまるものだが、我輩は勅任官辞任の模範になるつもりだ」

大隈はそう言って、雉子橋邸に悠々としていたが、その間に、大隈をかついで、一大政党をつくらうという計画は着々と進んでいたのである。

そしていよいよ大隈が立って、改進黨を組織すると発表したとき、藩閥は愕然とした。

「やっぱり大隈も、西郷や板垣と同じだ。民間を扇動して、政府転覆の陰謀をくわだてている！」

そしてある人が、わざわざこのことを難詰にいくと、大隈は答えて言うのだった。

「勅任官辞任の模範というのは、出処進退の正しいことをいうのだ。かつて板垣が、征韓論をもって内閣を去りながら、何カ月もせぬ間に、まるで方角ちがいの民選議院設立の建議をした。しかるに我輩は、朝に



板垣退助

あるとき国会開設をとまえ、政党を中心とする立憲政治を主張して、内閣から追い出された。その我輩が、野に下って、政党を組織するのは、それこそ主義に忠実なるものではないか。その出処は堂々と云えはしまいか」

こうしていよいよ板垣と大隈とは在野の二大巨頭として、藩閥政治の前に現れることになったのである。

明治二十三年に国会開設と決まると、それが発表された五日後の十月十七日は、はやくも八百松楼で大懇親会がひらかれ、それから毎日の会合で、十月二十九日、ついに自由党が創立された。総理は板垣退助であった。

これに対抗して、大隈重信の傘下に集ったものは、三つあった。一は沼間守一を中心とする「嚶鳴社」で、毎日新聞を本拠とした。二は矢野文雄を中心として、報知新聞に立てこもる、三田派の「東洋議政会」であった。三は小野梓の率いる「鷗渡会」で、東京帝大出の人々の組織したクラブである。

この三派に、大隈とともに下野した河野敏謙、前島密、北畠治房、牟田口元学などの官僚が加わって、明治十五年三月十六日に創立されたのが改進黨であった。

結党式をあげたのは、木挽町の明治会堂で、この時、総理には大隈重信を、副総理には河野敏謙をいただきたい

で、最初から気焔があがらなかった。

発起人は東京日日新聞の福地源一郎、曙新聞の水野寅次郎、明治日報の丸山作楽の三人であったが、その他には目ばしい黨員もできないので「なあに、あれは『三人党』さ」とあざけて、吏党として歯牙にもかけず、自由党は改進黨を、改進黨は自由党を競争相手として、互いにしのぎを削ったのである。

改進黨の組織がきまると、大隈が報知新聞をゆずり受けたので、これを機関紙として、矢野、藤田、犬養、箕浦、尾崎が論説記者となって、大いに筆陣を張ることになった。

もっとも激しく戦われたのは、「主権論」であった。問題は帝政党の福地が「日本の人民は建国以来、天皇の臣民であって、普天の下、王土にあらざるはない。憲法の制定も国会の開設もまた、天皇の大権であって、主権は天皇にある」と唱えたからであった。

これに対して自由党は「天下は一人の天下にあらずして、天下の天下である。国家は人民よりなり、君主はただこれを統治するものであるから、主権はもとより人民にある」と主張した。

た。尾崎はむろん犬養毅、藤田茂吉、箕浦勝人などとともに、東洋議政会を代表する若い戦士のバリバリであった。結党式でも一席ブツている。

こうして自由党と改進黨とは、その発足の当時から、対立的な政党として生まれた。自由党はふるくから土佐派が中心となり、これに中江兆民、馬場辰猪、松田正久などが加わって、フランス流の自由平等論をとなえた。これに対して改進黨は、イギリスの国会政治を手本として、よほど実際に近い穏健な理論をもっていた。

従って、自由党にはおもに血気盛んな不平士族が集まり、過激な振る舞いが多かったが、改進黨にはこれにあきたらぬ、知識あり、財産あり、名望ある人々が参加した。自由党が主に農村を地盤としたのに対し、改進黨には、当時しだいに勢力を得つつあった商工階級が加わった。

この自由党と改進黨との気風の違いは、最後までこのこり、その争いが藩閥政府の乗ずるところとなったのである。

こうして日本はやくも二大政党の対立となったが、このほかに帝政党というものが起こった。これは政府内の進歩派だった伊藤、井上の尻押しでできた御用党

改進黨は、この「主権在民」にも「主権在君」にも与せず、「君民同治」を唱えて、イギリス風の立憲君主制を主張した。が、こと藩閥攻撃になると、改進黨と自由党は、筆をそろえて、保守派をやっつけた。

ことに尾崎がもっとも憎んだのは、勤王の美名にかくれた保守派が、政党人を逆賊あつかいすることだった。彼は「勤王の道」と題する社説をかかえて、まず「勤王の心なくして、勤王の説を唱えるものは、奸人である。勤王の心あって、勤王の道を知らないものは、愚人である」と喝破して、いわゆる勤王論者が、その実はいかに皇室を民の怨府たらしめる「奸人」でなければ、皇室の尊崇をけがす「愚人」であると決めつけた。

また「英学か普学か」という論文では、王室内閣を特徴とするプロシア（ドイツ）と、議院内閣制をとるイギリスとを比較し、「プロシアの国王は、至尊の地位を下って、人民と同じに、みずから政務をおこなう責に任ずるから、人民の怒りの弾丸は、大臣に向かわずして、ただちに王家にそそがれる。ああ、国家の大臣たるものが、自ら政治上のすべての責任を負わずして、君主をして負担せしめ、おのれはすなわち玉座のかげに

おって、人民のいきどおりの弾丸を避けんとする。これがどうして人臣のなすべきところだろうか」と罵った。

それはプロシアの例をひいているが、実は日本の藩閥政府が、勤王の美名に隠れて、政治上の責任をすべて天皇に転化しようとする、卑劣なやりかたに対する憤怒であった。

彼はさらに、イギリスの議院内閣制を論じて、「そもそも君主は臣民の上に位するものである。イギリスの憲法は、これをもって神種となす。臣民と同じに責任を負担しないのである。国の大臣にいたっては、その位に高くとも、なお臣民である。かの神種と称せられるイギリス王をまねて、無責任の位置に立つをえないのである」と論じたのち、「わが帝室は万世一系、四海無比の帝室である。プロシアを学んで、天皇陛下に責任を負担せしめ、帝室をして、人民の怨府たらしむべきではない。世間に、もしかかる不忠のものがあらば、余は不肖ながら、身をもって邪をのぞく任に当たるであろう」と啖呵をきっている。

このいわゆる『立憲勤王論』が、ながく尾崎の政治思想の根本をなすものであった。

けるまで読書するのが、彼の何よりの楽しみだった。

当時、彼は毎日の時間を、三つに分けていた。それは時間の順序でも、長短でもない。どの時間を重くみるかの区別である。

第一が学問の時間（昼と夜、朝と夕をとわぬ）。第二が職務時間（新聞の執筆や政党の事務）。第三が遊び時間（人を訪問したり、されたり、運動や散歩や玉突など）。このように、彼が最も重きをおいたのは、勉強時間であって、このころから『学堂』というペンネームをもちいはじめたのは、学ぶことを生活の信条にしようとして心に決めたからであった。

こうして政府と政党に争いは、日に日に酷烈になるばかりだった。そして言論では、とても政党にかなわぬと見ると、藩閥政府は卑怯にも、権力を乱用して弾圧をはじめた。

いや、彼らにはどうしても、言論の力で争う政争というものが、理解できなかったらしい。藩閥の首領株のうちには、「おいらは、馬上剣をふるって、天下をとったのだ。筆やソロバンで、天下がとれるなら、とってみろ」と豪語するものすらあった。

こうした社説をよんでみても、当時の尾崎が、いかに東西の史書に思いをひそめ、学問の勉強に心魂をかたむけていたかがわかる。

一体、人が、ひとたび政界に身を投ずると、どうしても読書をおこたりがちになるものである。まして当時の政党運動は、今では想像もつかぬほど激しいものであった。にも拘わらず、彼は宴会などで遅くなつて、酒によって夜の一時、二時に帰つても、机にむかつて本をよんでからでなくては、寝床に入らなかつた。

酒は新潟時代から、なかなかの酒豪であった。ふつう人は、大酒をすればよいつぶれて、やと帰宅しても、玄関の敷居もまたげないというのが常であるが、彼はいくら飲んでも、くずれるどころか、あらかじめきめである日課を、怠ることすらなかつた。酒の飲みっぷりも、ふつう人は食前に飲むが、彼は食事は家族とともに済ませ、それから酒を飲んで、勉強するという風だった。

彼は当時、神田の駿河台に住んでいたが、その八畳と六畳の二間には、天井にとどくほど、和漢洋の書物が積み重ねてあった。その中にうづくまつて、夜が更

彼らは、戦争以外に、時の政府を倒すことは、できないものと考えていたのだ。

はじめの藩閥は、民衆の新聞をいじめるのに、記者を牢に入れていたが、これはあまりききめがなかつた。新聞だって、そういう幹部を牢に入れられては困るから、苦学生か校正係の低い地位にものを、編集人という名義にしておき、いざ有罪という判決が下ると、この『禁獄編集人』が、さつさと牢にいくのである。

また万一、名のある記者を投獄したりすると、かえってその人の評判が高くなり、新聞の声価がますます高かった。朝野新聞の成島柳北は、牢屋に入れられると、『ごく内ばなし』を新聞にかかげて、天下の喝采を博した。

曙新聞の末広鉄腸のごとき「おれは牢屋に入つて、天下の人心をふるいたたせるのだ」と、うそぶいている始末で、手をやいた政府は、『監置する場所がない』という口実で、鉄腸を自宅禁錮にした。

そこで政府は、記者を牢に入れるかわりに、新聞紙条例を改正し、治安妨害に名をかりて、さかんに発行停止をくらわせた。ちよつとでも藩閥政府を攻撃

すれば、すぐ発行停止だ。

「専制政治は弊害が多いから、その根本を改めるには、国会を開くほかはない」と、ごく当たり前のことをかいても発行停止だ。

もう一つは、官吏侮辱であった。讒謗律(さんぼうりつ)という法律があって、それには「事実の有無を問わず」と書いてある。役人の悪口をかけば、事実のあるなしにかかわらず、牢屋に入れられる。役人がワイロをとった時、ワイロをとったとかけばやられる。ひどいのは、芸者狂いをして騒ぎすぎたとかいっても、発行停止をくろう。

「事実無根はしかたがないが、事実を立証した時は無罪にしてもらいたい」と、その議論をすると、また発行停止をくろう。なんとも始末におえぬやり方であった。発行停止をうけると、意見を公表できないだけでなく、社としては大変な損害だ。それも始めは五日か十日だったが、だんだん十日が十五日となり、二十日になり、では四週間ぐらいの停止をくろうようになった。

一ヶ月近くも新聞を出すことができないとなると、新聞社としては、ほとんど致命傷である。ことに報知は改進黨の機関紙となつてから、ますます政府にいら

まさに半死半生のめにあわされた。

しかも、政府の弾圧は、新聞社だけでなく、政党そのものに対しても、集会条例を改正して、民権運動の手足をしばりつけた。政治結社はすべて、その社員名簿を警察に届出て、認可をうけるというのだが、こんな乱暴な法律つてあるものではない。

「何十万、何百万という党員を目標とする政党が、党員名簿をつくるなんて、事実上不可能だ。しかも政党は、その主義政見によつて、離合集散するのであるから、今日は党員であつても、明日主義が反すれば、何万人脱党するかもわからぬ。こんな無茶な法律に従つて届け出るなんて、全くもつて無意味だ」

尾崎などは真つ先に反対したのだが、先輩たちが「たとえ不都合な法律であっても、法律として発布された以上、国民はこれに服従しなければならぬ」というので、ついに政治結社として、届け出ることにした。

この集会条例の改正のために、政党の活動がしばらくされたことは、非常なものであった。演説会一つ開くにも、三日前に届けて、警察の認可をうけねばならぬ。警官は気に入らぬ演説会は、いつでも勝手に解散を命ずる

まれて、しばしば発行停止をくらい、営業はいよいよ困難になった。

それでも当時の論説記者は、たんなる政論家ではなく、自ら天下の国土をもつて任ずる、覇氣満々の連中が多かったから、その態度も横柄で、気位の高いものであった。

しかし、いかに気位が高い天下の国土でも、食わねば生きてはいけない。政府はつづけざまに発行停止をくわして、民権論者を食うことができなくしておいて、さてそれから、ほかに食う道をつくつてやる。あるいは手つとり早く、役人に採用するということもやった。

そのため、民権論者がにわかに官権論者になったものも、ずいぶんあつた。尾崎はこれを、インドで虎をならす術、とよんだ。虎に食物を与えないでおくと、虎は怒つてほえるが、やがて腹がすいてくる。その時に食物を与えると、猫のように、自由自在になるとい

うが、その方法を、藩閥政府は用いたのである。こうして政府にいじめぬかれたあげく、弱いものは転向し、強いものだけが、民権運動にふみとどまつた。あまり反抗を続けすぎて、飢死にしたものさえある。

尾崎や、その同志たちも、飢死にこそしなかつたが、

ことができる。

サーベルをついて、壇上にごんばっている警官が、なんでもないことに「弁士中止！」を連呼する。聴衆が怒つて騒ぎだす。そして演説会が解散になるとい

のが、当時いつでも見られる光景であつた。そのため自由党なんか、なんと血の雨がふりそうになつたかもしれぬ。するとその騒ぎが面白いというので、聴衆が集まつてくる始末だつた。

こうした藩閥政府の弾圧に抗して、当時の政党運動は行われていたのである。若い尾崎は、むしろその第一線の戦士だつた。

彼は報知新聞に筆陣をはつて、自由民権の気焔をあげるとともに、しばしば演壇に立つて、藩閥を痛烈にやつつけた。演説はあいかわらず上手ではなかつた。喝采などされることはめつたになく、かえつて「ひっこめ！」と野次られることすらあつた。

人物識見ともに、彼よりはるかに下で、彼が心中つまらん奴だと軽蔑している人々の方が、演説となると、かえつて評判がよかつた。

それでも彼は一度も、上手な演説家にならうなどと、

考えたことはなかった。「なあに、いうべきことさえ、充分にいえば、下手だつてかまわぬ」と、いくらいいじめられても、意地になって、下手な演説で押しとおした。が、むしろそれが良かったのだ。彼は演説の技巧よりも、内容を重しとした。内容はさすがに文章で鍛えあげただけに、筋は通っているし、場当たりこそやらないが、その中には珠玉のようにかがやく名文句があった。

しかも彼の演説の最大の特徴は、確固たる信念に基づき、情熱の溢れていることだった。「尾崎の演説は、指を相手の目につつこんで、えぐりまわす」といわれたほどだった。彼はひとたび演台に立てば、そこを戦場とし、演説中、たとえ敵手にたおされても悔いがないという、強烈な闘争心をもやして、一言一句といえども私心なく、ただ主義のために、猛然と突進していくのだった。

さればこそ彼が、胸にもえる情熱をこめて、真正面から藩閥にぶつかっていくとき、聴衆は思わず息をのみ、喝采することさえ忘れて、シーンと一時間、二時間わたる長演説にききほれることもあった。

後に「日本一の雄弁家」といわれるにいたつた端は、は苦もなくねじふせられたが、見ると板垣の右手から、ポタポタ血が流れている。「や、手をやられましたね」と、竹内綱が言うと、「いや、手の傷は大事ないが、胸を二ヶ所やられたから、助からぬだろう」と言った。するとそばにいた小室信夫が、「でも、総理は音声に変わりありませんぜ。呼吸がくるしいですか」

なるほど声に変りがなく、呼吸にもかかわりない。これでは生きられるかもしれぬと、はじめて気が付いた。とりあえず近くの傘屋まで運んだが、今も伝えられる名句「板垣死すとも、自由は死せず」は、その途中板垣の口から出たものらしい。

傘屋で応急手当をした上、旅館の玉井屋につれて帰って、その奥座敷にねかした。このとき、誰の頭にも浮かんたのは、これは政府筋の放った刺客だということだった。板垣も左右のものにむかって、「誰かわが党を過激なりというか。彼の過激さはこの通りだ」と言った。

が、刺客相原尚斐は政府の刺客ではなかった。愛知県横須賀の小学校の青年教員で、板垣が静岡の懇親会で「日本人民代理〇〇君」と、天皇を君よばわりした

すでに現れていたのである。

するとここに突然、自由党異変が起こった。

明治十五年の春、東海道遊説の途にのぼつた、自由党総理板垣退助が、花咲きほこる金華山のふもとの、中教院の会場に入ったのは、四月六日だった。

中教院は、岐阜の市街から離れた密林のなかの、廃屋同然のあばら家であったが、市中の便利な会場は、官憲の卑劣な圧迫のため、どこも貸してくれないので、やむをえず、ここを会場にしたのだった。

この中教院で、一時間半にわたる大演説を終つた板垣が、旅館に帰ろうと、式台に腰かけて靴をはき、二、三步ふみだした時だった。

「将来の賊！」と呼びながら、短刀をひらめかして、板垣の胸もとめがけて突つかけた男があった。一太刀は左胸にうけたが、さすがは戦場往来の武人の板垣だ。さらに勢いこんで突つかけて来るのを、さつと左のひじに力をこめて、胸当てをくらわせた。刺客が思わずよろめく。そこに物音を聞いてかけつけた内藤魯一が、いきなり刺客のえり首をつかんで、ずっでんどうとひっくり返した。

こうして、後からとんで来た黨員たちのため、刺客という、東京日日新聞の中傷記事を信じて、憤激のあまり、この凶行におよんだのだった。がそんなことはまだ分らない。てつきり藩閥の陰謀だと思ひこんでいたから、玉井屋には、自由党の猛者連がつめきりで、蟻のはいる隙もない、厳重な警戒ぶりだった。

そのうち県下の黨員がかけつけて来た。愛知県からも、自由党の首領株が、屈強の部下をつれて馳せ参じた。自由党副総理中島信行も、幹部十数名とともにかけた。土佐の立志社では、当時十四歳になる板垣の息子を守つて、四十余名の壮士が昼夜兼行でのりこんだ。

こうしてひきもきらず馳せ参ずる連中を見ると、甲冑をつけ、長刀を肩にするもの、洋服に小銃をになうもの、あるいは鉄棒、あるいは棍棒、思い思いの得物を手にし、なかには鎖鎌を持っているものすらあった。

このように、数千にあまる壮士が岐阜に集まり、ここに百、二百、あそこに七、八百と群れをなして、要地にたむろした光景は、さながら戦場であった。あるいは路上に酒樽をすえて痛飲し、あるいは数十名の壮士が白刃をひらめかし、ときの声をあげて、市中を突進

するとというありさま。人心恟々として、全街は戸をとぎすという騒ぎであった。

この時、東京の自由党本部では、谷重喜や大石正巳等の幹部が、東京日日の中傷記事に憤慨して、社長福田源一郎のところへ、ねじこみにいって、留守だった。福地が「あの記事はただ、ある政党のある首領が、東海道のある地で、演説したと書いただけで、別に板垣を名ざししたのではない」とごまかそうとするのを、さんざんにとっちめて、凱歌をあげてもどつてくると、この騒ぎだった。

だんだん在京の幹部も集まって来る。なかでも後藤象二郎は顔色を変えて、「うむ、板垣もついに凶刃にたおれたか。僕はすぐに岐阜へ急行して、板垣の死屍を壇上に横たえて、弔い演説をやるう」と叫んだ。これはブルータスに刺殺されたシーザーの屍体の前で、演説をおこなった、ローマのアントニウスの故事にならったものであった。

同志の士気は大いにあがった。政府でも、板垣遭難の報をうけて、大狼狽だった。いつ、全国が暴動化するかわからない。ただちに自由党の蜂起にそなえる手配をすると同時に、参議山県有朋が参内して、「自由党

でござるか」と、よつてたかつて小突き回し、とうとう見舞いの挨拶も聞かずに追い返してしまった。

これと反対に、この自由党異変で男をあげたのは、後藤新平だった。後藤はそのころ、愛知県立病院長をしていたが、内藤魯一から依頼の電報をうけると、県令の反対を無視し、夜をかけて、二人牽きの人力車で、岐阜にかけてつけた。そしてつかつかと板垣の枕もとに近よると、「ご負傷だそうで、さだめし本望でしょう」と言った。病床の板垣がニコツと笑った。そこで診察してみると、さいわい傷は肺にかかっていない。「これなら大丈夫です。一週間以内には、大阪へでもどこでも行けます」と言うと、板垣は大変元気になった。

そしてはじめていっしょに飯を食べた。食べながら話しているうち、板垣はよほどの若い医者が気に入ったのだろう。二、三日とまってくれと言いだした。

すると午後四時ごろ、自由党の壮士連がどやどやと入って来た。「ただいま勅使派遣の電報が来ました。これは藩閥の奴等が、苦しまぎれのテレかくしです。勅使はことわつたらいいでしょ」

すると、寝ていた板垣がムクツと起き上って、キチ

総理としてでなく、前参議板垣退助に対して、すぐに見舞いの勅使を出すべきだ」と主張したので、時をうたぎらず、西四辻侍従長の西下となったのであった。

これはまことに機宜の処置であった。板垣の遭難は、日本全国を震撼させた。この国内の動揺に乗じて、もしもどこかに烽火があがったら、自由党は、全国に根をはっているだけに、西南戦争よりもっと手におえぬ騒動になったかもしれぬ。

この暴発を未然にふせいだのが、西四辻侍従の派遣であった。

ただ弱った立場に立ったのは、岐阜県令の小崎利準だった。小崎はかねて、自由党を国賊同然に考える、藩閥の走狗だったから、事件後も、犯人の取調べよりも、自由党の圧迫に熱中し、警官隊を動員して、自由党と対峙させていた。そこに見舞いの勅使がくだったのだから、うろたえたのも無理はない。

いまさに見舞いにもいけないし、さりとて、地元の県令が知らん顔をしているわけにもいかないの、病氣と称して、書記官を代理に見舞いにやると、応対に出た壮士連は、「県令の病氣は何病でござるか。自由党恐怖病でござるか。それとも藩閥政府へのおべつか病

ンと端坐し、「たとえどんな事情があろうと、勅使とあらば、陛下のご裁可をへねばならんことである。聖恩臣退助の身に下る」

そう言うてハラハラと落涙した。

それを見て、こんなに驚き、感激したことはなかつたと、後藤はのちに言っている。当時自由党は、共和主義をとなえて、天皇を廢しようとする逆賊だという、藩閥の宣伝が、一般にゆき渡っていたのである。

さて、板垣の負傷が案外軽かったので、後藤は翌日、名古屋に帰っていったが、そのとき板垣が、後藤のうしろ姿を眺めて、「あの男は、医者にしておくのはおもしろいものだ。政治家にすれば、立派なものになれるのだが」と言つたと、自由党史に書いてある。

板垣は後藤の言つた通り、ぐんぐん良くなって、四月十五日に岐阜をたつて大阪へ向かった。また後藤はのちに、板垣の予言した通り、政治家になると、台湾や満州の経営、さては関東大震災後の東京の復興に、大きな事蹟をのこした。

(次号・第六章に続く)

財団だより

◆「18歳からの投票心得10カ条」

出版記念パーティー（御礼と報告）

去る六月二十五日（土）、『18歳からの投票心得10カ条』出版記念パーティーを憲政記念館にて開催しました。

当日は、伊勢から「NPO法人 罌堂香風」の皆様、相模原から「尾崎行雄を全国に発信する会」の皆様、また、青森・宮城・岩手・静岡・岡山・広島・佐賀・宮崎など全国各地から、定員を大幅に上回る方々にお越し頂きました。そして、参院選の真っ只中でしたが、多くの市議・区議の皆様も駆けつけて下さいました。

懇親会では、「NPO法人一冊の会」の皆様が朝早くから総出で準備して下さいった「手作り料理」を皆で美味しく頂きました。

ご参加頂いた皆様、出席が無理でもご寄付を下された皆様、そして日頃から当財団の公益活動をお支え頂いている皆様に、当財団一同、改めて厚く御礼申し上げます。誠に有り難うございました。

なお、本事業の収益はすべて、



被災地の若者に無料でオンライン公開する罌堂塾講義費用ならびに「18歳からの投票心得普及プロジェクト」学生・教員・保護者の皆様を対象とした講座・アンケート調査・ネット配信による情報提供等に充当します。

【訃報】

去る六月二十一日、当財団の理事ならびに顧問を長年務められ、また事業活動へ多大なるご支援を頂いておりました衆議院議員・一般財団法人日本友愛協会副理事長の鳩山邦夫氏が逝去されました。享年六十七歳でした。生前のご尽力に、当財団一同、深く感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り致します。

世界と議会（第五七四号）

定価五百円

発行所 一般財団法人 尾崎行雄記念財団

〒100-0001 東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念館内

電話 〇三（三五八一）一七七八

ファックス 〇三（三五八一）一八五六

ホームページ <http://www.ozakiyukio.jp>

メール info@ozakiyukio.jp